



2020年5月13日

各 位

会 社 名：株式会社ツクイ  
代表者名：代表取締役社長 高橋 靖宏  
(コード番号：2398 東証第一部)

## 持株会社体制への移行に伴う分割準備会社の設立、吸収分割契約締結 および定款の一部変更（商号および目的の変更）に関するお知らせ

当社は、2020年5月13日開催の取締役会において、2020年10月1日（予定）をもって持株会社体制へ移行するため、当社の完全子会社として株式会社ツクイ分割準備会社（以下、「分割準備会社」または「承継会社」といい、2020年10月1日（予定）付で「株式会社ツクイ」に商号変更予定。）を2020年5月18日付で設立すること、および、分割準備会社に対し、会社分割（吸収分割）の方式により当社が営む一切の事業（但し、当社がその株式を保有する子会社の事業活動に対する支配および管理に関する事業ならびにグループ運営に関する事業を除きます。）を承継させること（以下、「本吸収分割」といいます。）を決議し、分割準備会社との間で吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）を締結することといたしました。

また、当社は、当社の今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に定める事業目的に所要の変更を加え、合わせて、本店所在地の記載を変更し、語句の一部修正および附則第1条の年号の表記を和暦から西暦に変更することを内容とする定款変更（以下、「定款一部変更①」といいます。）を行うとともに、本吸収分割により持株会社に移行することに伴い、2020年10月1日（予定）付で当社の商号を「株式会社ツクイホールディングス」に変更すること、および、その事業目的を持株会社体制移行後の事業内容に合わせて変更することを内容とする定款変更（以下、「定款一部変更②」といいます。）を行うことを決議しております。

なお、本吸収分割による持株会社体制への移行および定款一部変更②につきましては、2020年6月23日開催予定の当社第52期定時株主総会で関連する議案が承認されることに加えて、関係官庁等の承認および許認可等が得られることを条件として実施する予定です。また、本吸収分割は当社の完全子会社に事業を承継させる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略しております。

### 記

#### I. 持株会社体制への移行

##### 1. 持株会社体制への移行の目的

当社は、1969年に土木事業会社として設立され、1983年に創業者の「介護が本当に大変だと知ったこと、だからこそ介護の仕事をして世の中の役に立ちたい」という想いのもと介護事業

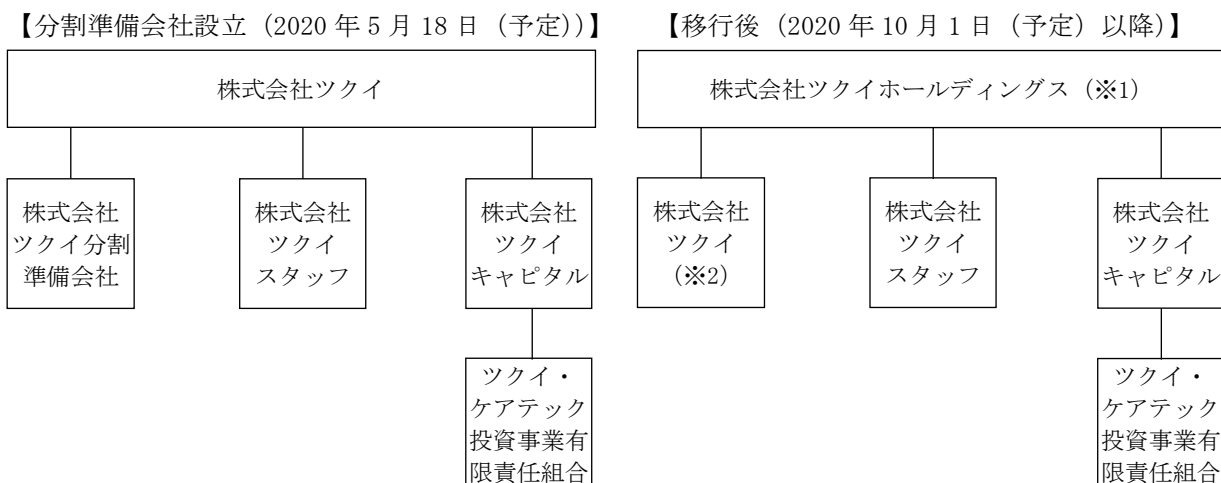
を開始しました。それ以来、「ツクイは、地域に根付いた真心のこもったサービスを提供し、誠意ある行動で責任をもって、お客様と社会に貢献します。」を経営理念とし、介護事業を通じて、お客様と地域社会に貢献し成長・発展を続けてまいりました。

また、現在は、2025年に当社がやりたい姿として描く『ツクイビジョン2025』の実現に向け、2021年3月期を最終年度とする「ツクイ 第二次中期経営計画」において、「地域サービスづくり」、「地域連携拠点づくり」、「地域人財づくり」、「全社基盤の改革」、これら4つの地域戦略による力強い成長を目指しております。

しかしながら、近年、要介護者の急拡大、介護業界における人材不足、厳しい介護報酬改定等の介護事業政策やお客様のニーズの変化等、当社グループを取り巻く事業環境は急速に変化しています。また、2040年を見据えると、これらの事業環境の変化に加えて、生産年齢人口の急減により労働力の制約が強まり、介護事業の提供基盤の継続性が懸念されています。

このような環境のもと、当社グループが今後も持続的に成長していくため、持株会社となる当社（株式会社ツクイホールディングス：2020年10月1日付で「株式会社ツクイ」から商号変更予定）がグループの経営の管理・監督機能および経営戦略の企画・立案機能に特化し、当社の完全子会社となる株式会社ツクイ（2020年10月1日付で「株式会社ツクイ分割準備会社」から商号変更予定）は介護事業を中心に事業の拡大を図ります。また、グループ全体で連携した事業推進体制を構築するとともに、新規事業等を推進し、必要な場合には、経営戦略に応じたM&A、資本提携および業務提携等による事業再編を迅速に行っていくことが適切であると判断し、持株会社体制へ移行することといたしました。

<持株会社体制移行後のグループ体制>



※1 2020年10月1日付で「株式会社ツクイ」から商号変更予定。

※2 2020年10月1日付で「株式会社ツクイ分割準備会社」から商号変更予定。

<持株会社体制移行後の経営体制（予定）>

株式会社ツクイホールディングス (当社) (※1)		株式会社ツクイ (承継会社) (※2)	
代表取締役社長	津久井 宏	代表取締役社長	高橋 靖宏
取締役	小泉 正明	取締役	小林 久美子
取締役	高島 毅	取締役	丸山 崇
取締役	高城 敏和	常勤監査役	相澤 進
社外取締役	栗原 千亜希 (※3.4)		
社外取締役 (監査等委員)	宮 直仁		
社外取締役 (監査等委員)	鳥養 雅夫		
社外取締役 (監査等委員)	山田 謙次 (※5)		

※1 2020年10月1日付で「株式会社ツクイ」から商号変更予定。

※2 2020年10月1日付で「株式会社ツクイ分割準備会社」から商号変更予定。

※3 栗原千亜希の戸籍上の氏名は、高橋千亜希です。

※4 2020年6月23日開催予定の当社第52期定時株主総会に付議予定の新任社外取締役候補者であります。略歴は本日別途開示いたしました「役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

※5 2020年6月23日開催予定の当社第52期定時株主総会に付議予定の新任社外取締役候補者（監査等委員である取締役）であります。略歴は本日別途開示いたしました「役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 持株会社体制への移行の要旨

### (1) 本吸収分割の日程

分割準備会社設立承認取締役会	2020年5月13日
本吸収分割契約承認取締役会	2020年5月13日
分割準備会社設立	2020年5月18日（予定）
本吸収分割契約締結	2020年5月22日（予定）
本吸収分割契約承認株主総会	2020年6月23日（予定）
本吸収分割効力発生日	2020年10月1日（予定）

### (2) 本吸収分割の方式

当社を吸収分割会社とし、分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行います。

### (3) 本吸収分割に係る割り当ての内容

分割準備会社は、当社が発行済株式の全てを保有しているため、本吸収分割に際して、当社に対し、本吸収分割により承継する権利義務等に代わる金銭等の交付を行いません。

### (4) 本吸収分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取り扱い

当社は新株予約権および新株予約権付社債を発行していません。

### (5) 本吸収分割により増減する資本金

本吸収分割により、当社の資本金に増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本吸収分割により、分割準備会社は、本吸収分割契約の定めに従い、本吸収分割の効力発生日において当社が営む一切の事業（但し、当社がその株式を保有する子会社の事業活動に対する支配および管理に関する事業ならびにグループ運営に関する事業を除きます。）に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（但し、本吸収分割契約において別段の定めがあるものを除きます。）を当社から承継します。

なお、分割準備会社が当社から承継する債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

当社および分割準備会社においては、本吸収分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、ならびに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 本吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 (2020年3月31日現在)	承継会社 (2020年5月18日設立時点)
(1) 名称	株式会社ツクイ (2020年10月1日付で「株式会社ツクイホールディングス」に商号変更予定)	株式会社ツクイ分割準備会社 (2020年10月1日付で「株式会社ツクイ」に商号変更予定)
(2) 所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 高橋 靖宏	代表取締役 高橋 靖宏
(4) 事業内容	デイサービス事業、住まい事業、在宅介護事業、その他（インターネット通販）等	デイサービス事業、住まい事業、在宅介護事業、その他（インターネット通販）等（なお、本吸収分割の効力発生日までは事業を行いません。）
(5) 資本金	3,342百万円	5百万円
(6) 設立年月日	1969年6月2日	2020年5月18日（予定）
(7) 発行済株式数	72,460,800株	20,000株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主および持株比率	株式会社津久井企画 25.6% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 10.5% 日本マスタートラスト信託銀行（信託口） 6.9%	株式会社ツクイ 100.0%

	ツクイ従業員持株会	2.6%	
	NORTHERN TRUST CO. (A VFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.5%	
	BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/JANUS HENDERSON HORIZON FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2.1%	
	KIA FUND 136 (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.8%	
	BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST (UK) LIMITED FOR SMT TRUSTEES (IRELAND) LIMITED FOR JAPAN SMALL CAP FUND COLT AC (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	1.8%	
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	1.7%	
	株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1.4%	

(10) 直前事業年度の財政状態および経営成績

	株式会社ツクイ (連結) (2019年3月期)	株式会社ツクイ分割準備会社
純資産	24,372 百万円	10 百万円
総資産	75,588 百万円	10 百万円
1株当たり純資産	327.98 円	500.00 円
売上高	86,349 百万円	—
営業利益	4,125 百万円	—
経常利益	3,783 百万円	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,168 百万円	—
1株当たり当期純利益	30.07 円	—

※1 持株比率は、発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する所有株式数の割合（小数点第2位以下四捨五入）になります。

※2 承継会社は、直前事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみを表記しております。

#### 4. 分割する事業部門の概要

##### (1) 分割する部門の事業内容

当社が営む一切の事業（但し、当社がその株式を保有する子会社の事業活動に対する支配および管理に関する事業ならびにグループ運営に関する事業を除きます。）

##### (2) 分割する部門の経営成績（2019年3月期）

	分割対象事業 (a)	当社単体実績 (b)	比率 (a/b)
売上高	78,344 百万円	78,344 百万円	100.0%

##### (3) 分割する資産、負債の項目および金額

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	3,475 百万円	流動負債	2,261 百万円
固定資産	2,172 百万円	固定負債	3,376 百万円
合計	5,648 百万円	合計	5,638 百万円

※ 上記金額は、2019年12月31日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した金額となります。

#### 5. 本吸収分割後の状況（2020年10月1日現在（予定））

	分割会社	承継会社
(1) 名称	株式会社ツクイホールディング (2020年10月1日付で「株式会社ツクイ」から商号変更予定)	株式会社ツクイ (2020年10月1日付で「株式会社ツクイ分割準備会社」から商号変更予定)
(2) 所在地	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 津久井 宏	代表取締役社長 高橋 靖宏
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等	デイサービス事業、住まい事業、在宅介護事業、その他（インターネット通販）等
(5) 資本金	3,342 百万円	5 百万円
(6) 決算期	3月31日	3月31日

#### 6. 会計処理の概要

本吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

## 7. 今後の見通し

当社は、グループ全体における戦略の構築、推進および管理などの業務を行い、各事業会社の持株会社として、引き続き上場を維持する予定であります。なお、承継会社は、当社の完全子会社であるため、本吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

## II. 商号変更および定款の一部変更

### 1. 定款一部変更①について

#### (1) 変更の目的

今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に定める事業目的に所要の変更を加えるものであります。合わせて、本店所在地の記載を変更し、語句の一部修正および附則第1条の年号の表記を和暦から西暦に変更を行うものであります。

#### (2) 変更の内容

定款一部変更①の内容は、別紙1のとおりです。

#### (3) 変更の日程

定款一部変更①のための定時株主総会	2020年6月23日（予定）
定款一部変更①の効力発生日	2020年6月23日（予定）

### 2. 定款一部変更②について

#### (1) 変更の目的

「I. 持株会社体制への移行」に記載のとおり、2020年10月1日（予定）付での本吸収分割による持株会社体制への移行に伴い、商号および目的の変更を行うとともに、附則を新設するものであります。

#### (2) 変更の内容

定款一部変更②の内容は、別紙2のとおりです。

#### (3) 変更の日程

定款一部変更②のための定時株主総会	2020年6月23日（予定）
定款一部変更②の効力発生日	2020年10月1日（予定）

以 上

### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社ツクイ コーポレートコミュニケーション部  
TEL045-842-4193

(別紙1) 定款一部変更①の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～12. (条文省略)</p> <p>13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業および地域生活支援事業、<u>並びに</u>児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</p> <p>14. (条文省略)</p> <p>15. 介護保険法に基づく要介護認定の面接調査<u>及び</u>申請代行業務</p> <p>16. (条文省略)</p> <p>17. 病院、診療所、企業<u>及び</u>在宅者への給食の受託、配食<u>及び</u>健康食品の販売</p> <p>18.～19. (条文省略)</p> <p>20. ホームヘルパー等人材育成<u>及び</u>職業能力開発のための教育事業</p> <p>21.～24. (条文省略)</p> <p>25. 保育所<u>及び</u>託児所の経営</p> <p>26. 乳幼児<u>及び</u>児童の保育請負</p> <p>27. (条文省略)</p> <p>28. 旅行代理店業</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>29.～30. (条文省略)</p> <p>31. 宅地<u>及び</u>建物取引業</p> <p>32. (条文省略)</p> <p>33. 機械器具、車両等の各種動産<u>及び</u>機械設備、建物附属設備<u>及び</u>コンピュータソフトウェア等の無体財産権のリース<u>並びに</u>売買</p> <p>34.～36. (条文省略)</p> <p>37. 電子商取引<u>及び</u>通信販売事業</p> <p>38. (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1.～12. (現行どおり)</p> <p>13. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、一般・特定相談支援事業および地域生活支援事業、<u>ならびに</u>児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</p> <p>14. (現行どおり)</p> <p>15. 介護保険法に基づく要介護認定の面接調査<u>および</u>申請代行業務</p> <p>16. (現行どおり)</p> <p>17. 病院、診療所、企業<u>および</u>在宅者への給食の受託、配食<u>および</u>健康食品の販売</p> <p>18.～19. (現行どおり)</p> <p>20. ホームヘルパー等人材育成<u>および</u>職業能力開発のための教育事業</p> <p>21.～24. (現行どおり)</p> <p>25. 保育所<u>および</u>託児所の経営</p> <p>26. 乳幼児<u>および</u>児童の保育請負</p> <p>27. (現行どおり)</p> <p>28. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>29. <u>旅行業法に基づく旅行者代理業</u></p> <p>30.～31. (現行どおり)</p> <p>32. 宅地<u>および</u>建物取引業</p> <p>33. (現行どおり)</p> <p>34. 機械器具、車両等の各種動産<u>および</u>機械設備、建物附属設備<u>および</u>コンピュータソフトウェア等の無体財産権のリース<u>ならびに</u>売買</p> <p>35.～37. (現行どおり)</p> <p>38. 電子商取引<u>および</u>通信販売事業</p> <p>39. (現行どおり)</p>



<p>39. 医療・介護・福祉施設及びその他企業の事務の受託、運営支援業務</p> <p>40. ～41. (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を横浜市<u>港南区</u>に置く。</p> <p>第4条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>第15条～第16条 (条文省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (条文省略)</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>第24条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第28条～第37条 (条文省略)</p>	<p>40. 医療・介護・福祉施設およびその他企業の事務の受託、運営支援業務</p> <p>41. ～42. (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を横浜市に置く。</p> <p>第4条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>第15条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第28条～第37条 (現行どおり)</p>
--	--

<p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 剰余金の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間等)</p> <p>第40条 剰余金の期末配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、<u>昭和44年</u> 6月 2日から施行する。</p> <p>(改正 <u>昭和52年</u>10月 1日)</p> <p>(改正 <u>昭和53年</u>11月 1日)</p> <p>(改正 <u>昭和60年</u> 9月13日)</p> <p>(改正 <u>昭和61年</u> 9月20日)</p> <p>(改正 <u>平成 5年</u> 6月25日)</p> <p>(改正 <u>平成11年</u>12月22日)</p> <p>(改正 <u>平成12年</u> 8月29日)</p> <p>(改正 <u>平成12年</u>11月27日)</p> <p>(改正 <u>平成13年</u> 2月28日)</p> <p>(改正 <u>平成14年</u> 3月13日)</p> <p>(改正 <u>平成14年</u> 6月25日)</p> <p>(改正 <u>平成14年</u> 8月29日)</p> <p>(改正 <u>平成15年</u> 6月26日)</p> <p>(改正 <u>平成15年</u> 9月11日)</p> <p>(改正 <u>平成16年</u> 6月29日)</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第38条 剰余金の期末配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間等)</p> <p>第40条 剰余金の期末配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この定款は、<u>1969年</u> 6月 2日から施行する。</p> <p>(改正 <u>1977年</u>10月 1日)</p> <p>(改正 <u>1978年</u>11月 1日)</p> <p>(改正 <u>1985年</u> 9月13日)</p> <p>(改正 <u>1986年</u> 9月20日)</p> <p>(改正 <u>1993年</u> 6月25日)</p> <p>(改正 <u>1999年</u>12月22日)</p> <p>(改正 <u>2000年</u> 8月29日)</p> <p>(改正 <u>2000年</u>11月27日)</p> <p>(改正 <u>2001年</u> 2月28日)</p> <p>(改正 <u>2002年</u> 3月13日)</p> <p>(改正 <u>2002年</u> 6月25日)</p> <p>(改正 <u>2002年</u> 8月29日)</p> <p>(改正 <u>2003年</u> 6月26日)</p> <p>(改正 <u>2003年</u> 9月11日)</p> <p>(改正 <u>2004年</u> 6月29日)</p>
--	--

(改正 <u>平成17年</u> 6月29日)	(改正 <u>2005年</u> 6月29日)
(改正 <u>平成18年</u> 6月29日)	(改正 <u>2006年</u> 6月29日)
(改正 <u>平成19年</u> 6月28日)	(改正 <u>2007年</u> 6月28日)
(改正 <u>平成20年</u> 6月27日)	(改正 <u>2008年</u> 6月27日)
(改正 <u>平成21年</u> 6月24日)	(改正 <u>2009年</u> 6月24日)
(改正 <u>平成21年</u> 10月 1日)	(改正 <u>2009年</u> 10月 1日)
(改正 <u>平成22年</u> 1月 6日)	(改正 <u>2010年</u> 1月 6日)
(改正 <u>平成25年</u> 4月 1日)	(改正 <u>2013年</u> 4月 1日)
(改正 <u>平成25年</u> 6月25日)	(改正 <u>2013年</u> 6月25日)
(改正 <u>平成26年</u> 6月24日)	(改正 <u>2014年</u> 6月24日)
(改正 <u>平成27年</u> 6月24日)	(改正 <u>2015年</u> 6月24日)
(改正 <u>平成28年</u> 6月28日)	(改正 <u>2016年</u> 6月28日)
(改正 <u>平成28年</u> 9月 1日)	(改正 <u>2016年</u> 9月 1日)
(改正 <u>平成29年</u> 6月27日)	(改正 <u>2017年</u> 6月27日)
第2条～第3条 (条文省略)	第2条～第3条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ツクイと称し、英文では、TSUKUI CORPORATION と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～41. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第3条～第40条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ツクイ<u>ホールディングス</u>と称し、英文では、TSUKUI <u>HOLDINGS CORPORATION</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む<u>会社(外国会社を含む。)</u>その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理すること、<u>ならびにこれに付帯または関連する一切の業務を行うこと</u>を目的とする。</p> <p>1. ～42. (定款一部変更①による変更後の内容どおり)</p> <p><u>2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の業務を営むことができる。</u></p> <p>第3条～第40条 (定款一部変更①による変更後の内容どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条～第3条 (定款一部変更①による変更後の内容どおり)</p> <p><u>第4条 第1条(商号)および第2条(目的)の変更については、2020年6月23日開催予定の第52期定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割の効力が生じることを条件として、効力が生じるものとする。なお、本附則第4条は、当該吸収分割の効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>